

# 西脇市役所地球温暖化対策実行計画

平成 19 年 7 月

西 脇 市

# 目 次

第 1 章	計画の位置付け	1
第 2 章	西脇市役所地球温暖化対策実行計画について	2
1	計画の目標	2
2	取組結果	2
第 3 章	新西脇市役所地球温暖化対策実行計画について	4
1	計画の目的	4
2	計画の期間	4
3	計画の対象範囲	4
4	計画の対象とする温室効果ガスの種類	4
5	各温室効果ガスの算定方法	5
	温室効果ガス排出係数一覧表	6
6	基準年度（平成18年度）の温室効果ガスの排出量	7
第 4 章	温室効果ガスの削減目標と取組について	8
1	削減目標	8
2	取組	9
第 5 章	新西脇市役所地球温暖化対策実行計画の推進体制	14
1	推進体制	14
2	取組結果の公表	15

## 第1章 計画の位置付け

地球温暖化問題とは、人の活動に伴って発生する二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)などの温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇し、自然の生態系及び人類に悪影響を及ぼすものであり、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、まさに人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つです。

このような問題に対処すべく、世界的な取組として、1992年に国連環境開発会議（地球サミット）が催されました。1997年には、地球温暖化防止京都会議（COP3）も開かれ、国際的な取り決めとなる「京都議定書」が採択されました。この中で、日本は温室効果ガスの排出量を2008年から2012年の期間に、1990年レベルから6%削減することとされました。

これを受け、日本では1998年に地球温暖化対策の推進を図るため「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定されました。同法第21条においては、市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出を抑制するための措置を策定し、これを公表することが義務付けられています。

市は、地域においては相当量の温室効果ガスを排出している事業者及び消費者としての側面を持っています。そのため、自らの事務・事業に伴って排出される温室効果ガスの排出量を抑制することで、地域の温室効果ガスの実質的な排出抑制に寄与することが可能となります。一方、地球温暖化問題の対策に向け、市が市民や事業者に対して、自主的で積極的な取組を求めるに当たっては、自らが率先して環境に配慮した行動をとることを通じてリーダーシップを発揮することの意義は、極めて大きいものであります。

また、平成17年10月の合併によって新市となり、対象となる施設・公用車等に変更があったことと、平成13年度から実施してきた「西脇市役所地球温暖化対策実行計画」の見直し時期とを合わせ、またその計画の実績を踏まえた上で、すべての事務・事業を見直し、環境負荷を低減するための環境配慮を推進し、温室効果ガスの削減を目的とする「新西脇市役所地球温暖化対策実行計画」を策定することにしました。

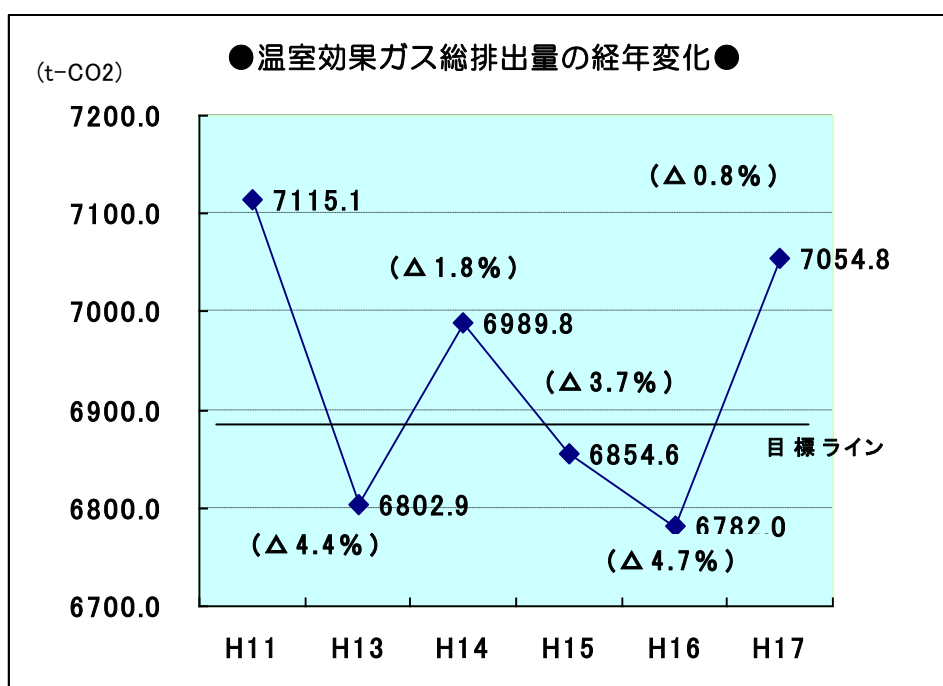
## 第2章 西脇市役所地球温暖化対策実行計画について

### 1 計画の目標

実行計画では、西脇市の事務・事業から排出されるCO<sub>2</sub>換算温室効果ガスの総排出量について、平成11年度の総排出量7,115.1 t-CO<sub>2</sub>を基準として、平成17年度における総排出量 6,870.0 t-CO<sub>2</sub>を目標値としました。平成11年度との比較で総排出量を 3.4%削減することを目指しました。

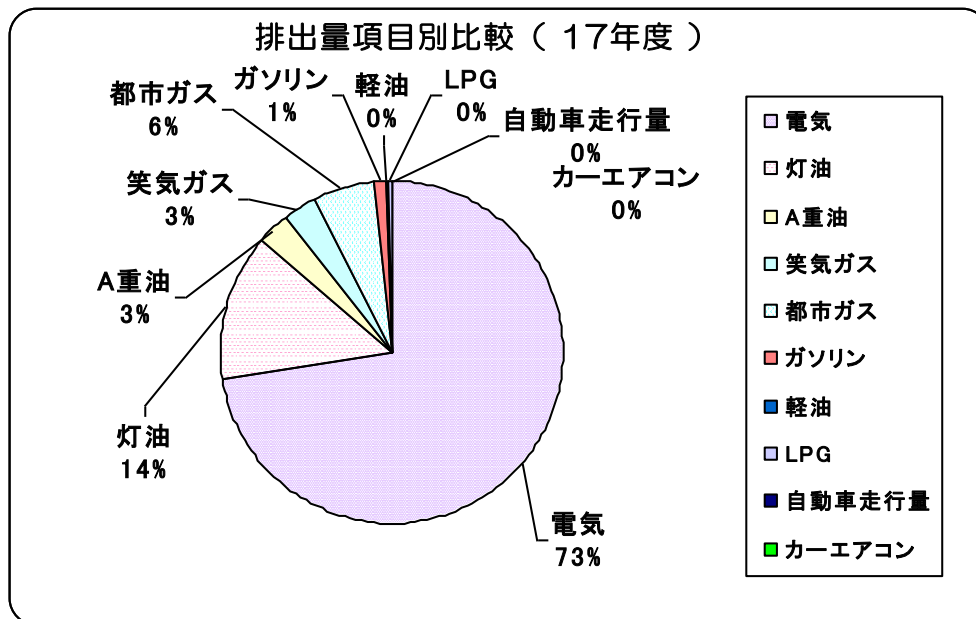
### 2 取組結果

温室効果ガス総排出量の経年変化や活動項目別使用量等から算出された温室効果ガス排出量の目標達成状況は、以下のとおりです。



● 活動項目別の目標達成状況 (単位: kg-CO<sub>2</sub>)

項目	平成11年度	平成17年度		達成状況	
	(基準年度)	目標	実績		
燃料使用量	ガソリン	86,941.210	78,247.089	80,012.836	×
	軽油	21,223.161	19,100.845	20,036.883	×
	灯油	1,308,629.045	1,291,515.342	970,586.516	○
	A重油	268,960.690	243,130.213	229,844.040	○
	LPG	21,236.112	20,171.631	13,754.738	○
	都市ガス	511,789.800	387,284.385	411,895.401	×
電気使用量	4,683,823.104	4,622,503.596	5,115,568.013	×	
笑気ガス使用量	204,600.000	200,508.000	204,600.000	×	
自動車走行量	4,721.544	4,438.251	4,396.064	○	
カーエアコン	3,185.000	3,185.000	4,095.000	×	
合計	7,115,109.666	6,870,084.352	7,054,789.491	×	



平成17年度の西脇市の事務及び事業に関する温室効果ガス排出量の調査結果から次のようなことがわかった。

- ① 温室効果ガスの総排出量は、平成11年度に比べて目標年度の平成17年度において 0.8%削減されている。しかし、目標の3.4%の削減には至らなかった。
- ② 燃料使用量（ガソリン、軽油、灯油、A重油、LPG、都市ガス）は、全項目で減少した。その中でも灯油、A重油、LPG使用量については、目標使用量を達成した。
- ③ 項目別にみると、温室効果ガスの総排出量のうち、電気の使用に伴う排出量が73%を占めている。庁舎等では、事務作業の効率化、市民サービスの拡大等により今後もPC機器等の導入や使用増加が続くことが想定されるとともに、温暖化の影響による不安定な気候により電気使用量が増大する可能性も高い。しかし、職員一人ひとりが無駄をなくす、最小限に留めるという心がけから得られる効果は、市の業務全体が集まれば大きなものとなるという意識が職員に徐々に根付いてきた。

### 第3章 新西脇市役所地球温暖化対策実行計画について

#### 1 計画の目的

この計画は、西脇市の事務・事業を環境に配慮したものとするための具体的な手段及び推進体制を定め、これに基づき温室効果ガスを削減することにより温暖化対策を推進し、「環境にやさしい資源循環型のまちづくり」を目指すことを目的とします。

#### 2 計画の期間

実行計画の期間は、平成19年度から23年度までの5年間とし、計画の基準は、平成18年度における温室効果ガス総排出量を基準とします。

#### 3 計画の対象範囲

地方自治法に定められた西脇市が行う事務及び事業すべてを対象範囲とし、出先機関等を含めたすべての組織や施設を対象とします。ただし、広域行政で実施しているもの及び指定管理者が行うものは対象範囲外とします。

#### 4 計画の対象とする温室効果ガスの種類

本計画の対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）とします。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定められた温室効果ガスのうち、パーフルオロカーボン（PFC）及び六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）については、本市の事務及び事業においてその使用がないと考えられるため、本計画においては算定の対象外とします。

〔参考〕各温室効果ガスの種類と主な発生源

ガスの種類	主な発生源	市の事務・事業での主な発生源
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	化石燃料の燃焼等	エネルギー（電気・ガス・ガソリン・重油・軽油・灯油等）の使用
メタン (CH <sub>4</sub> )	稲作、家畜の腸内発酵等	公用車の走行
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	燃料の燃焼等	公用車の走行
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコン・冷蔵庫の冷媒等	カーエアコンの冷媒

## 5 各温室効果ガスの算定方法

本市における各温室効果ガスの算定は、次のように行います。

### (1) 二酸化炭素排出量

燃料使用に伴う排出量 = 燃料使用量 × 排出係数

電気使用に伴う排出量 = 電気使用量 × 排出係数

### (2) メタン排出量

自動車の走行に伴う排出量 = 自動車の走行量 × 排出係数

### (3) 一酸化二窒素排出量

自動車の走行に伴う排出量 = 自動車の走行量 × 排出係数

笑気ガス使用に伴う排出量 = 笑気ガスの使用量 × 排出係数

### (4) ハイドロフルオロカーボン排出量

カーエアコンの使用時の漏出に伴う排出量 = カーエアコンの台数 × 排出係数

温室効果ガス総排出量は、各温室効果ガス排出量に次の地球温暖化係数を乗じて得られた量の和となります。

### 【地球温暖化係数】

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第4条

温室効果ガス	地球温暖化係数
二酸化炭素	1
メタン	21
一酸化二窒素	310
ハイドロフルオロカーボン (HFC-134a)	1,300

※ 地球温暖化係数とは、二酸化炭素を1とし、それ以外の温室効果ガスを二酸化炭素に換算するための係数です。

【 温室効果ガス排出係数一覧表 】

対象ガスの種別	調査項目		単位	排出係数	
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	燃料の 燃焼	ガソリン	L	2.32166	
		灯油	L	2.489483333	
		軽油	L	2.619246667	
		A重油	L	2.70963	
		液化石油ガス (LPG)	kg	3.000286667	
		都市ガス	m <sup>3</sup>	2.07966	
	電気使用量		kWh	0.358	
メタン (CH <sub>4</sub> )	自動車の 走行量	ガソリン	普通・小型乗用車	km	0.000010
			普通・小型乗用車(大)	km	0.000035
			軽自動車	km	0.000010
			普通貨物車	km	0.000035
			小型貨物車	km	0.000015
			軽貨物車	km	0.000011
			特殊用途車	km	0.000035
		軽油	普通・小型乗用車	km	0.000002
			普通・小型乗用車(大)	km	0.000017
			普通貨物車	km	0.000015
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	自動車の 走行量	ガソリン	普通・小型乗用車	km	0.000029
			普通・小型乗用車(大)	km	0.000041
			軽自動車	km	0.000022
			普通貨物車	km	0.000039
			小型貨物車	km	0.000026
			軽貨物車	km	0.000022
			特殊用途車	km	0.000035
		軽油	普通・小型乗用車	km	0.000007
			普通・小型乗用車(大)	km	0.000025
			普通貨物車	km	0.000014
軽油	小型貨物車	km	0.000009		
	特殊用途車	km	0.000025		
	HFC	HFC-134a	台	0.015	
	一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	笑気ガス	kg	1.0	

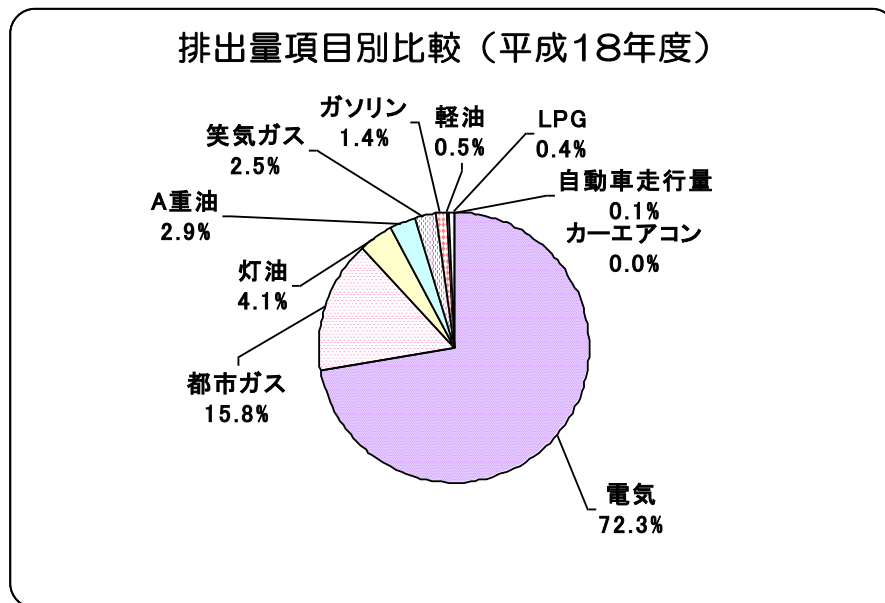
※ 温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン(平成19年3月)の値と電気事業者別排出係数(平成17年度)の値を使用しています。



6 基準年度（平成18年度）の温室効果ガスの排出量

【活動区分別の使用量と排出量】

項目	基準年度（平成18年度）			
	使用量	単位	排出量	単位
ガソリン使用量	44,774.3	L	103,950.701	kg-CO <sub>2</sub>
灯油使用量	119,415.0	L	297,281.652	kg-CO <sub>2</sub>
軽油使用量	12,377.5	L	32,419.726	kg-CO <sub>2</sub>
A重油使用量	78,300.0	L	212,164.029	kg-CO <sub>2</sub>
LPG使用量	9,782.9	kg	29,351.594	kg-CO <sub>2</sub>
都市ガス使用量	553,148.5	m <sup>3</sup>	1,150,360.810	kg-CO <sub>2</sub>
電気使用量	14,699,701.5	kWh	5,262,493.137	kg-CO <sub>2</sub>
公用車の走行量	585,508.7	km	154.253	kg-CH <sub>4</sub>
			4,209.234	kg-N <sub>2</sub> O
HFC-134a	75.0	台	1,462.500	kg-HFC
笑気ガス使用量	585.0	kg	181,350.000	kg-N <sub>2</sub> O
総排出量	7,275,197.636			kg-CO <sub>2</sub>



西脇市の事務・事業から排出される温室効果ガスは、電気の使用によるものが約72%を占めており、そのほとんどは市業務の遂行上、又は市民サービスの上で必要不可欠なものとなっています。しかし、職員一人ひとりが無駄をなくす、最小限に留めるという心がけから得られる効果は大きいものとなります。

## 第4章 温室効果ガスの削減目標と取組について


### 1 削減目標

#### (1) 温室効果ガス総排出量の削減

西脇市の事務及び事業から排出される温室効果ガスの総排出量を平成23年度までに、基準年度（平成18年度）から5.0%削減することを目標とします。

温室効果ガス総排出量を **5.0%** 削減

（基準年度 平成18年度 目標年度 平成23年度）

平成18年度		平成23年度
7,275,197.636		6,912,121.959
(kg-CO <sub>2</sub> )		(kg-CO <sub>2</sub> )

#### (2) ガソリン・軽油使用量の削減

削減目標 7.6%削減（平成18年度比較）

#### (3) 灯油使用量の削減

削減目標 2.9%削減（平成18年度比較）

#### (4) A重油使用量の削減

削減目標 5.8%削減（平成18年度比較）

#### (5) LPG使用量の削減

削減目標 3.8%削減（平成18年度比較）

#### (6) 都市ガス使用量の削減

削減目標 10.6%削減（平成18年度比較）

#### (7) 電気使用量の削減

削減目標 3.9%削減（平成18年度比較）

(8) 自動車走行量の削減

削減目標 6.2%削減（平成18年度比較）

(9) 笑気ガス使用量の削減

削減目標 2.0%削減（平成18年度比較）

(10) ハイブリッド車等の低公害車の導入

削減目標 5台以上の導入（平成18年度比較）

2 取組

(1) すぐに取り組める取組

公用車の利用	<ul style="list-style-type: none"><li>● アイドリングストップ運動を徹底する</li><li>● 適正なエンジン回転数を保持する</li><li>● 急発進・急加速・空ふかしを避け、効率的な運転をする</li><li>● 合理的な走行ルートを選択による効率的な車両運行に努める</li><li>● 近距離の移動は、なるべく車を使用しない（自転車、徒歩等の交通手段を取る）</li><li>● タイヤの空気圧を適正に保つ</li><li>● 不要なものを積まない</li><li>● 点検整備を確実にを行う</li><li>● 市内通行規制を事前に通知し、無駄な走行を避ける</li></ul>
電気・ガスの使用	<ul style="list-style-type: none"><li>● 「節電」よりも「切電」を心がける</li><li>● ノー残業デーは、定時に退庁し、電気使用量を削減する</li><li>● トイレ、昼休憩時の消灯を支障のない範囲で行う</li><li>● 昼休憩時や長時間席を離れる場合には、パソコン等の電源をオフにする</li><li>● パソコン・コピー機の節電モードを活用する</li><li>● 退庁時等、長時間使用しない時は、コンセントから電源プラグを抜くなど、待機電力の削減に努める</li><li>● 残業時の関係ない個所について、消灯する</li><li>● 二重ガラス、遮光フィルム、すだれ、たてすなどを設置する</li><li>● 電灯の設置等に際しては、省電力型高輝度の器具を使用し、卓上型照明の併用はしない</li><li>● 庁舎の管理者は、事務室等の空調温度の適切な管理を行う（設定温度は、冷房時 28 度、暖房時 18 度程度とする）</li></ul>

電気・ガスの使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 冷暖房の時間を短縮する</li> <li>● クールビズ・ウォームビズを徹底する（夏はノーネクタイ、冬は厚着）</li> <li>● 冷暖房の効率を上げるため、夏や冬は冷暖房機のフィルターをこまめに掃除する</li> <li>● ブラインドやカーテンをうまく活用して、冷暖房効果を高める</li> <li>● エレベータの利用を控え、できるだけ階段を利用する</li> <li>● 庁舎等の屋外照明は、支障のない範囲で消灯するなど、ライトダウンに努める</li> <li>● 給湯ボイラーの運転については、温度設定や蒸気圧を適正に管理する</li> </ul>
その他の燃料の使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 除草作業は、できるだけ手作業で実施する</li> <li>● ストープの使用に際しては、使用時の温度・時間を決め、できるだけ就業時間内は使用しない</li> </ul>
水の使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 定期的に水漏れ点検を行う</li> <li>● 節水に心がけ、トイレ使用時の2度流し等を控える</li> </ul>
用紙類の使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資料の簡素化、ワンペーパー化を図る</li> <li>● 資料等の配布先の見直しを行う</li> <li>● 両面コピー、縮小コピーを行い、コピー用紙の削減を図る</li> <li>● 不要となった片面コピー済み用紙は、必ず裏面を使用する</li> <li>● 庁内の事務連絡用には、なるべく使用済み用紙を使う</li> <li>● コピー時には、不注意によるミスをなくし、ムダが出ないようにする</li> <li>● 庁内グループウェア（WEBIC）を有効に活用する</li> <li>● 全共有フォルダを活用し、資料の共有化を図る</li> </ul>
文具・事務機器等の購入、利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 購入の際には、エコマークやグリーンマーク等の環境ラベルのついた商品、「環境にやさしい商品」を購入する</li> <li>● 再生紙が使用されている製品を購入する</li> <li>● 衛生製品（トイレトペーパー、ティッシュペーパー等）は再生紙が使用されている製品を購入する</li> <li>● 非フロン系エアゾール製品（スプレー類）であることを確認して購入する</li> <li>● 長期使用が可能なように、部品交換修理が容易な製品を選んで購入する</li> </ul>

<p>文具・事務機器等の購入、利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 間伐材、未使用繊維等から作られた製品を購入する</li> <li>● 保守・修理サービス期間の長い製品を購入する</li> <li>● 買い替え時には、環境負荷のより少ない省エネルギー型、節水型等の製品を購入する</li> <li>● 机の中に眠る物品の整理、有効利用に努める</li> <li>● ボールペンは替え芯のみの購入に努めるなど、補充できるものは補充して対応する</li> <li>● 過剰に包装された商品の購入を極力避ける</li> </ul>
<p>ごみの減量化・リサイクル</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● リサイクル回収ボックスの活用を徹底し、古紙のリサイクルに努める</li> <li>● 紙ごみ回収を徹底する</li> <li>● シュレッダーの使用は、機密文書の廃棄の場合のみとする</li> <li>● 各種証明書の発行等に際しては、古封筒の利用を勧める</li> <li>● ごみ箱を減らす（3～4人に1個）</li> <li>● 使い捨て製品の購入を避ける</li> <li>● プリンターのトナーカートリッジは、すべて詰め替え製品を使用する</li> <li>● 購入時のレジ袋はことわる</li> </ul>
<p>建築物の建築、公共事業の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 太陽光発電等の自然エネルギーを活用する</li> <li>● ヒートポンプや電力付加平準化に資する蓄熱システム等の利用など、エネルギー利用効率の高いシステムを導入する</li> <li>● 省エネルギー型の建築設備を導入する</li> <li>● 下水排熱等の排熱利用のシステムを導入する</li> <li>● 下水処理水の再利用、雨水利用など、水を有効利用するシステムを導入する</li> <li>● 再利用製品、再資源化された原料を使用している製品を導入する</li> <li>● 建築副産物の発生抑制に努める</li> <li>● 建設材料は、再生材料またはリサイクル可能なものを積極的に活用する</li> </ul>
<p>CO<sub>2</sub> 吸収源の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 観葉植物を設置する</li> </ul>
<p>環境に関する啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ノーマイカーデーには、徒歩、自転車、公共交通機関で通勤する</li> <li>● 職員に対し、環境問題に関連した研修、啓発を行う</li> <li>● 公共施設の利用者に対して啓発活動を行う</li> <li>● エコマーク等の各種マークの意味を周知する</li> </ul>

その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>カーエアコン等、フロン系冷媒を使用する機器を廃棄するときは、フロン回収に協力する</li> <li>本計画の実施状況に関する情報を、庁内グループウェア(WEBIC)を通じ、提供する</li> <li>地球温暖化問題への取組を、広くPRする</li> <li>環境にやさしい暮らしを職員が自主的に進めるために、環境家計簿等の普及・啓発に努める</li> <li>啓発パンフレット等の啓発用資材の作成に努める</li> <li>兵庫県環境適応施設計画指針などにに基づき、市施設の設備について、総点検する</li> </ul>
-----	---

(2) 実行までにある程度の期間が必要な取組

公用車の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用実態を精査し、台数の見直しを行い、その削減を図る</li> <li>出張時にはできるだけ公共交通機関を利用する</li> </ul>
電気・ガスの使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>パソコン及び周辺機器を統廃合する</li> <li>電灯のスイッチを細分化し、不用部分を消灯する</li> <li>照明は、白熱電灯から、蛍光灯に切り替える</li> <li>自然採光を取り入れる</li> <li>貸館時に冷暖房費を徴収する</li> </ul>
その他の燃料の使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>現に使用している燃焼設備で利用可能な場合は、都市ガス、LPG等の環境負荷の相対的に小さいものを使用する</li> </ul>
水の使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>雨水利用システムを導入する</li> </ul>
用紙類の使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>例規集や予算・決算書、各種資料等のペーパーレス化を推進する</li> <li>旅費の支払通知、給料明細等については、個人ごとにパスワードを用い、庁内LAN等で確認する</li> </ul>
文具・事務機器等の購入、利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>再生可能な帳票類（ノーカーボン紙を避けるなど）を使用する</li> </ul>
ごみの減量化・リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>庁内LANの使用により、ペーパーレス化を進める</li> <li>庁内一括リサイクル箱を設置する</li> </ul>
CO <sub>2</sub> 吸収源の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>植物を育てる運動を展開する</li> </ul>

(3) 財政負担を伴う取組

公用車の利用	<ul style="list-style-type: none"><li>ハイブリッド車や BDF 燃料使用車等の低公害車を購入し、優先的に利用する</li></ul>
電気・ガスの使用	<ul style="list-style-type: none"><li>効率のよい冷暖房システムを導入する</li><li>ソーラー発電機を導入する</li></ul>
CO <sub>2</sub> 吸収源の確保	<ul style="list-style-type: none"><li>屋上緑化を推進する</li><li>植木や芝生等を増やし、コンクリート部分を減らす</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>既存の建築物においてエネルギーの使用状況等省エネルギーにかかる診断を実施し、さらなるエネルギーの使用の合理化が図れるよう、可能な限り重点的に、設備・機器の導入、設備等改修、運用改善を行う。</li><li>使用済み食用油などから精製したバイオディーゼル燃料（BDF）を公用車に活用する</li><li>施設規模に応じて CO<sub>2</sub> 冷媒ヒートポンプ給湯器等の高効率機器を可能な限り幅広く導入する</li></ul>

## 第5章 新西脇市役所地球温暖化対策実行計画の推進体制

### 1 推進体制

#### (1) 西脇市役所地球温暖化対策本部

西脇市役所地球温暖化対策本部は、本実行計画の全庁的な推進を図るため進ちょく状況を検証して見直しを行い、目標達成に向けて必要な対策を指示します。

#### (2) 西脇市役所地球温暖化対策推進委員会

西脇市役所地球温暖化対策本部のもとに、本実行計画の進行管理を適切に行うために設置し、以下の役割を担うものとします。

ア 温室効果ガス排出に係る活動量のうち、把握すべき対象項目について活動量を把握します。

イ 実行計画の周知徹底を行い、取組の推進に努めます。

ウ 本計画の改善案について検討し、対策本部に提案します。

#### 【参考】

西脇市役所地球温暖化対策推進委員等の役割

##### ○ 推進委員の役割

① 対象項目の温室効果ガス排出に係る活動量や環境行動評価シートの取りまとめや報告を行う。

② 実行計画の周知徹底を行い、取組を推進する。

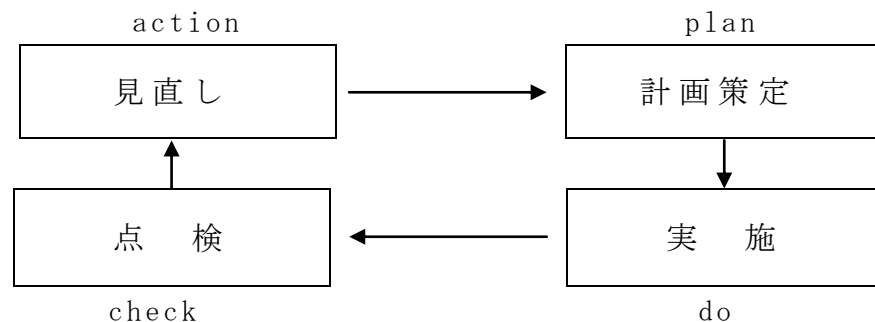
③ 本計画の改善策等について所属の意見のとりまとめを行い、委員会等で検討する。

##### ○ エコリーダーの役割

① 対象項目の温室効果ガス排出に係る活動量や環境行動評価シートの集計を行う。

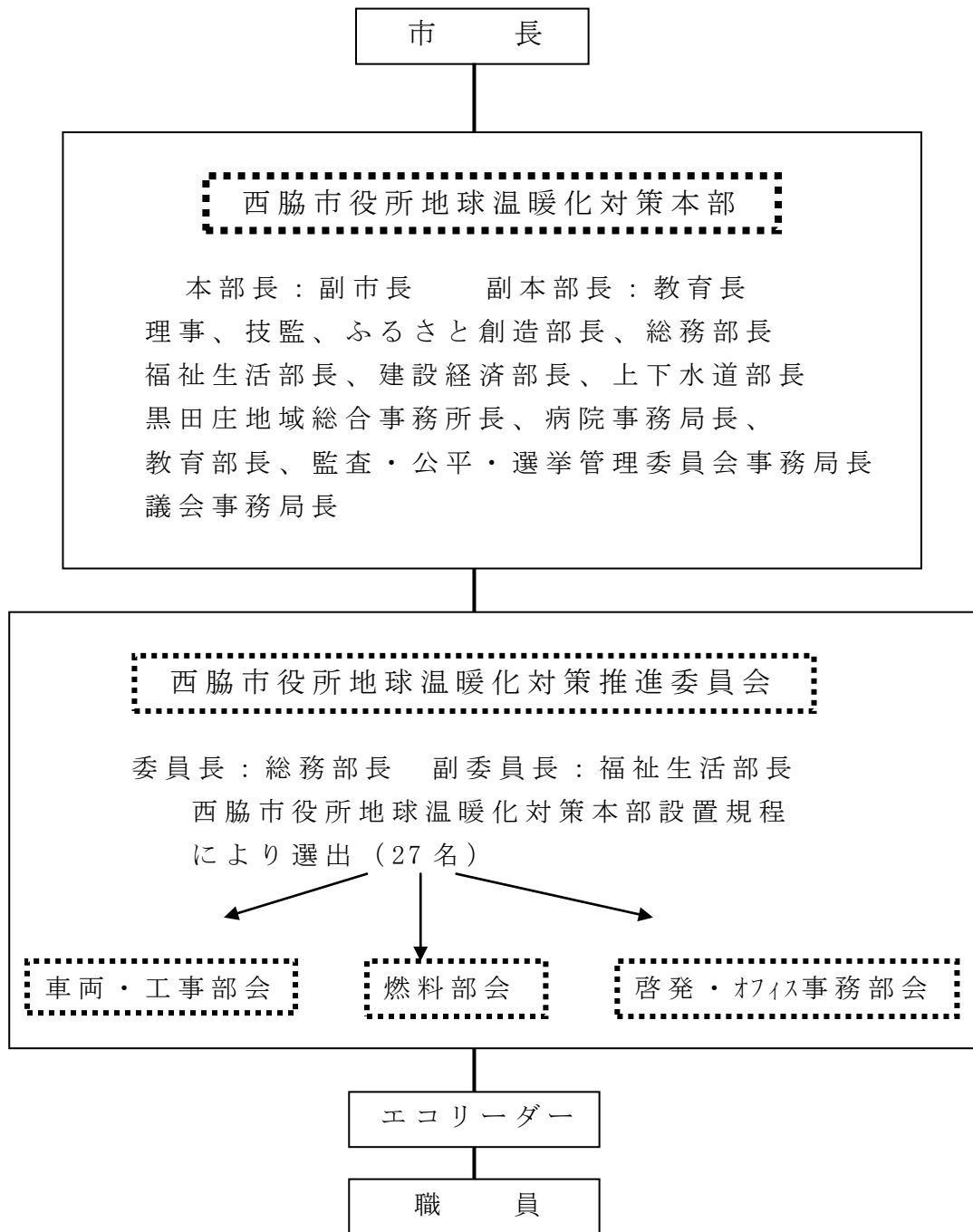
② 推進委員とともに、本計画の取組をリードする。

環境マネジメントシステムの考え方を取り入れ、計画の目標の達成状況を毎年度把握・評価し、継続的に改善を行うものとする。





## 【新西脇市役所地球温暖化対策実行計画の推進体制】



### 2 取組結果の公表

各年度の温室効果ガス総排出量をはじめとする実行計画の進捗よく状況等を、毎年公表します。